

契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	
2	工 事 名	八代水源地内コンフロー弁修繕
3	工 事 場 所	八代市古麓町
4	工 種	修繕工事
5	工 事 概 要	パッキンセット取替 一式、C型ポート取替 1個、減圧パイロット取替 1個、圧力計取替 2個
6	契 約 金 額	¥1,859,000
7	契 約 日	令和6年4月9日
8	工 事 期 間	令和6年4月10日 ～ 令和6年5月31日
9	請 負 業 者	住 所 福岡市博多区博多駅前3丁目10番24号 商号又は名称 (株)森田鉄工所 九州営業支店 代 表 者 支店長 矢内原 淳

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方公営企業法施行令第21条の13第6号

本案件は、八代水源地内コンフロー弁を修繕するものである。

コンフロー弁とは配水池から自然流下する高水圧を自動で調整し適切な水圧で市内配水管へ供給するための弁であるが、現在不具合により水圧の調整が出来ず、応急的に別系統の基幹配水管のバルブの開閉を調整して供給しているが、人力で行っているため配水流量・管圧の変動が激しく、この状態が長期化すれば配水流量過多による配水池の水位低下・管圧増加による市内各地での漏水が多発する危険性があるため、緊急な対応を要する。

森田鉄工所は、本案件で修繕するコンフロー弁を制作するメーカー及び施工業者であるうえ、過去に修繕実績があるため、製品に関する知識・技術に精通し、迅速な対応が可能である。

仮に他の事業者がおこなうと、弁体の取付角度・開閉度調整具合により弁体の破損や傾きによる不具合の影響で配水流量・管圧が再び不安定となり市民の生活に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、施設の維持管理の面において不利となる。

以上のことから、地方公営企業法第21条の14第1項第6号を適用し、随意契約としたい。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年8月2日

契 約 結 果 表

- | | | |
|----|-----------------------|---|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 下建 第8号 |
| 2 | 工 事 名 | 水処理センター消化ガスタンク容量計更新工事 |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市新港町三丁目1番地 |
| 4 | 工 種 | 機械工事 |
| 5 | 工 事 概 要 | ガスタンク容量計 1式
既存設備との調整 1式 |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥6,787,000 |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年4月19日 |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年4月22日 ～ 令和6年10月31日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 中央区晴海三丁目5番1号
商号又は名称 月島JFEアクアソリューション(株)
代 表 者 代表取締役 鷹取啓太 |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | 地方公営企業法施行令第21条の13第6号

水処理センター消化ガスタンク容量計は、消化槽から発生する消化ガス(メタンを含んだ可燃性のガス)を貯蔵するタンクのガス貯量を測定するための機器である。現在消化ガスは発電事業に利用されており、発電機の自動運転回路にガス貯量が組み込まれており、安全性の観点からも正確な測定が求められる設備である。

今回対象機器である消化ガスタンクを納入業者(月島JFEアクアソリューション株式会社)以外の業者が実施した場合、今後消化ガスタンクにおける故障時等の緊急対応が受けられなくなり、設備の安全安定運転に支障をきたすおそれがある。

したがって、競争入札に付することが不利と認められることから地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。 |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年8月2日

契 約 結 果 表

- | | | |
|----|-----------------------|--|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 環施修 第1号 |
| 2 | 工 事 名 | 八代市斎場1, 5号炉耐火物・炉内台車3台・電動キャリア台車2台修繕 |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市松崎町370-1 |
| 4 | 工 種 | 修繕工事 |
| 5 | 工 事 概 要 | 火葬炉耐火物修繕 2炉(1, 5号)
炉内台車耐火物修繕 3台(1, 3, 予備1号)
電動キャリア台車修繕 2台(1, 2号)
発生材処理 1式 |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥8,976,000 |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年4月30日 |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年5月1日 ～ 令和6年10月31日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 富山県富山市奥田新町12番3号
商号又は名称 (株) 宮本工業所
代 表 者 代表取締役 宮本芳樹 |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

本修繕は火葬炉内の耐火物、炉内台車、棺の移送に用いる電動キャリア台車を更新するものである。火葬炉のメーカーは国内でも4者しかおらず、八代市斎場においては、(株)宮本工業所製の火葬炉を設置している。

火葬炉内の耐火物は稼働時の適正温度が分けられているため、本修繕は、炉の構造やレンガの組み立て方について詳細に把握しておく必要がある。

また、炉内台車については火葬炉内の構造に合わせた専用の設計に基づき、製作しているもので、電動キャリア台車についても棺を含めた炉内台車ごと火葬炉内に移送するものであるため、この台車についても同様に専用の設計に基づき、製作しているものであり、それぞれ独自の仕様・部品が使用されている。

本修繕においては全ての内容を詳細に把握していなければできない特殊な技術を要するものであり、それを備えた業者が(株)宮本工業所に限られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うものである。 |
- ※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。